

山口県瀬戸内海海区

漁場計画（素案）

1 漁業権に関する事項

漁場計画番号 共第 47 号～共第 137 号 省略

漁場計画番号 区第 201 号～区第 248 号及び区第 4001 号 省略

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 249 号	山口市秋穂二島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 山口市白石南側頂上 点イ Aから 87 度 41 分 1,053 メートルの点 ロ Aから 94 度 05 分 1,208 メートルの点 ハ Aから 84 度 15 分 1,408 メートルの点 ニ Aから 77 度 41 分 1,280 メートルの点	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	山口市秋穂二島、 名田島及び秋穂 東（旧大海村の区 域を除く。）	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 250 号	山口市秋穂地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 山口市秋穂西有限会社NNY護岸南端 点イ Aから 133 度 59 分 1,489 メートルの点 ロ Aから 130 度 07 分 1,658 メートルの点 ハ Aから 120 度 21 分 1,530 メートルの点 ニ Aから 123 度 19 分 1,344 メートルの点	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	山口市秋穂二島、 名田島及び秋穂 東（旧大海村の区 域を除く。）	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 251 号	山口市竹島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 山口市竹島南西端 点イ Aから 304 度 21 分 1,077 メートルの点 ロ Aから 327 度 23 分 721 メートルの点 ハ Aから 340 度 39 分 1,174 メートルの点 ニ Aから 321 度 15 分 1,420 メートルの点	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	山口市秋穂二島、 名田島及び秋穂 東（旧大海村の区 域を除く。）	

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし